

特例退職被保険者制度のご案内

特例退職被保険者制度（以下「特退制度」）は、定年退職などで厚生年金保険の年金を受給されており、下記の加入資格要件を全て満たしている人が、後期高齢者医療制度に加入するまでの間、在職中の被保険者と同程度の保険給付並びに、健診補助等の保健事業を受けることができる制度です。

日立ジョンソンコントロールズ空調健康保険組合（以下「日立ジョンソンコントロールズ空調健保」）では、この制度に基づいて、OBの方を対象に特退制度に基づく退職者医療給付を実施しています。

1. 加入資格要件

- (1) 日立ジョンソンコントロールズ空調健保の被保険者であった期間(日立健康保険組合の被保険者であった期間も含む)が、通算 20 年以上または 40 歳以降 10 年以上
- (2) 老齢厚生年金を受給している(受給開始手続き中の方を含む)
- (3) 日本に住民票を有する
- (4) 後期高齢者医療制度の適用を受けていない

《注意事項》

- ・加入資格要件を満たさない方は、日立ジョンソンコントロールズ空調健保の任意継続被保険者制度（2年間加入）、または、お住まいの市区町村の国民健康保険に加入する必要があります。
- ・ご家族が加入されている健康保険の扶養認定基準を満たす場合は、ご家族の被扶養者になれる場合がありますので、ご家族の加入先健康保険にご確認願います。

（参考）加入資格要件の取り扱い

老齢厚生年金の受給開始年齢と特退制度の加入年齢

支給開始年 生年月日	男性					女性				
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
昭和31年4月2日～ 昭和32年4月1日			○	○	○	○	○	○	○	○
昭和32年4月2日～ 昭和33年4月1日				○	○	○	○	○	○	○
昭和33年4月2日～ 昭和34年4月1日				○	○		○	○	○	○
昭和34年4月2日～ 昭和35年4月1日					○		○	○	○	○
昭和35年4月2日～ 昭和36年4月1日					○			○	○	○

※老齢厚生年金の受給開始年齢を 60 歳に繰上げされた場合、60 歳から特退制度に加入することができますが、年金受給額が減額され、障がい年金の受給資格が消滅します。

2. 保険料

2.1 健康保険料

特退制度の健康保険料は、被保険者ご本人の収入や被扶養者数に関わらず、特退制度に加入されている被保険者全員が一律の健康保険料となります。

具体的には、健康保険料の算出基準となる標準報酬月額(※)に日立ジョンソンコントロールズ空調健保の保険料率を乗じた金額になります。

※標準報酬月額：前年9月30日における特例退職被保険者以外の全被保険者の標準報酬月額を平均した額の範囲内において、規約で定める額となります。
(日立ジョンソンコントロールズ空調健保の規約で定める額は280,000円です。)

(1) 保険料徴収開始

特退制度加入月分から徴収します。

在職時の健康保険料は給与からは1カ月遅れで徴収されているため、特退制度の健康保険料と重複して徴収することはありません。

(2) 保険料の前納制度(割引あり)

保険料は毎月払いのほかに「半年払い」「一年払い」の前納制度があります。

前納する場合は保険料の割引が適用されます。

(3) 保険料の見直し

保険料は毎年4月に見直します。

(4) 保険料の納付方法

保険料は日立ジョンソンコントロールズ空調健保の指定口座への振込により納付します。

・資格取得日の保険料は納付書の期日までに納付をお願いします。

・翌月分からは、その月の10日までに納付願います。

(10日が土日祝日の場合は翌日が納付期限日になります。)

《注意事項》

10日(納付期限日)までに納付されない場合、その月の11日(納付期限翌日)で被保険者資格を喪失しますのでご注意ください。

(5) 保険料負担と徴収

保険料は全額ご本人負担で、事業主負担はありません。

また、在職時と同様に世帯単位での徴収となります。

2.2 介護保険料

40歳～64歳の被保険者の介護保険料は、日立ジョンソンコントロールズ空調健保から徴収されます。

なお、65歳以上の被保険者および被扶養者の介護保険料は、お住まいの市区町村から徴収されます。

3. 被扶養者

在職時と同様の扶養認定基準となります。

詳細は、日立ジョンソンコントロールズ空調健保のホームページ内の、「各種手続き」の「扶養家族について」をご確認ください。

4. 資格喪失要件

次の(1)～(8)の理由以外で脱退することはできませんのでご注意ください。

- (1) 後期高齢者医療制度の対象となったとき(満 75 歳または 65 歳以上で認定を受けた方)
- (2) 他の健康保険の被保険者になったとき(就職したとき)
- (3) 保険料を納付期限(原則毎月 10 日)までに納めなかったとき
- (4) 被扶養者になったとき
- (5) 海外居住したとき(日本国内に住民票登録がなくなったとき)
- (6) 生活保護法の適用を受けたとき
- (7) 亡くなったとき
- (8) 資格喪失を希望する旨を組合に申し出たとき※

※「特例退職被保険者資格喪失申出書」を健保組合が受理した翌月 1 日が喪失日となります。

《注意事項》

- ・保険料を納付期限までに納付されなかった場合は、資格喪失となり再加入できません。
- ・満 75 歳になる場合は、日立ジョンソンコントロールズ空調健保から手続きのご案内をご自宅宛てに送付しますが、それ以外の理由で脱退する場合は、すみやかに日立ジョンソンコントロールズ空調健保宛にご連絡願います。

- ・脱退時に過払い分の保険料がある場合は、精算のうえ返金します。

※返還請求書を提出されてからの返金となります。

- ・資格取得と同じ月に資格喪失される場合は、その月分の保険料を徴収します。

例：4 月 1 日付特退制度加入→4 月 25 日特退制度喪失

(同月内に資格取得と資格喪失が発生)

⇒日立ジョンソンコントロールズ空調健保で 4 月分の健康保険料を徴収します。

(日割り計算ではありません)

- ・特退制度に再加入できるケース

特退制度を脱退した後に、特退制度に再加入できるのは次のケースとなります。

- ① 再就職先の健康保険に加入するため脱退し、再就職先を退職された場合
- ② 特退制度に加入期間中に海外居住となり脱退された方が、日本国内に改めて住民票を戻された場合

- ・保険料を納付期限までに納めずに脱退された場合は、その後、特退制度に再加入できませんので、十分ご注意ください。

5. 保険給付

- (1) 病気やけがをしたときの医療費に対する給付および自己負担の割合

	被保険者	被扶養者
70歳未満	7 割給付 (自己負担 3 割)	7 割給付(自己負担 3 割) ※ 但し、小学校入学前は 8 割給付 (自己負担 2 割)
70歳～74歳	7 割給付(自己負担 3 割) ※ 但し、年金等の収入額が一定基準額未満の場合は、 申請により 8 割給付 (自己負担 2 割)	

(2) その他の給付

傷病手当金および出産手当金を除き、原則として在職中に受けられていた保険給付と同様の給付を受けることができます。

(3) 高額療養費制度と付加給付制度

入院などで自己負担額が高額になったときのために、高額療養費制度が設けられており、自己負担分が一定額を超えた場合は、それ以上負担しなくてよいことになっています。

高額療養費制度のほかに、日立ジョンソンコントロールズ空調健保独自の制度として付加給付制度があります。付加給付は、自己負担額(1 カ月ごと、1 人ごと、医療機関ごと、外来・入院別、医科・歯科別)が 25,000 円を超えた場合、超えた額(1,000 円未満は切り捨て)が給付されます。

※上記保険給付については、特例退職被保険者資格取得申出書に記載された口座に振込します。

6. 保健事業

基本的には在職時と同様となります。

(1) 健診補助制度

各種健診費用補助を受けることができます。

(特例退職制度には事業主負担分がないため、健診費用の個人負担額が増えることがあります。)

(2) JCH健康ポータルサイト(マイヘルスプラン)は引き続きご利用いただきます。

7. 加入にあたっての提出書類

「特例退職被保険者資格取得申出書」に下記の書類を添付して、

日立ジョンソンコントロールズ空調健保に提出してください。

《提出先》 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 21 番 12 号
S-FRONT 代々木ビル 2F
日立ジョンソンコントロールズ空調健康保険組合 事務処理センター
TEL 03-6384-1530

【添付書類】

- ① 市区町村が発行する加入者全員分の住民票
(本籍および個人番号が記載されていないもの)
- ② 国民年金・厚生年金保険年金保険証書の写し

【申出書様式】

申出書様式は、JCH 健保ホームページ(<https://www.jch-kenpo.com>)の「各種手続き」_「退職したとき」_「特例退職被保険者制度」の詳細は「こちら」にて掲載されていますので、ご確認願います。

《注意事項》

・書類の不足がある場合は手続きを進めることができませんので、提出いただく書類がすべて揃ってから提出してください。

※国民年金・厚生年金保険年金証書は、年金請求手続きをおこなってから 2~3 カ月後に日本年金機構から発行されるため、請求手続き中であらゆる発行されていない場合は、発行され次第速やかに提出してください。それ以外の書類が揃っていれば手続きを進めます。

8. その他

- (1) 被扶養者に異動があった場合、住所が変更となった場合、保険証を紛失したなどの場合は、日立ジョンソンコントロールズ空調健保までお問合せください。
- (2) 翌年度の保険料のご案内は、毎年 3 月上旬頃にご自宅へ送付します。

以 上